

2017年4月1日利用からの新利用料金適用に関するQ&A

No	問合せ内容	回答
1	今回の利用料金改定はどのようなものか	消費税率10%への引き上げが2017年(平成29年)4月から2019年(平成31年)10月に延期となる消費税法改正(消費税率10%→8%)に伴う利用料金改定となります。 2017年4月1日以降も現行料金を適用するものです。
2	利用料金改定の実施はいつから	2017年1月4日以降ご利用分から適用されます。
3	申請済のものも適用となるか	既に申請頂いている2017年4月1日以降ご利用分についても適用されます。
4	利用料金に税額表示がされていない	当館の利用料金は、内税の総額表示となっております。 (当館の利用料金は全て課税対象です)
5	料金改定はどの程度か	2017年(平成29年)4月1日以降ご利用分も現行利用料金(消費税率8%)が適用となります。
6	利用料金改定の対象は	当館の利用料金(施設・附属設備・駐車場)全てが対象となります。
7	料金改定の新料金表は	現行料金(消費税率8%適用)と同じになりますので、当館ホームページ「ご利用料金」をご覧ください。
8	利用の許可を受けているとは	当館が申請書提出を受け(オンライン予約の場合は申込を受けた時点)、利用許可書及び請求書または見積書を発行していることです。
9	現時点で2017年4月1日以降の利用の許可を受けた分についての、2017年4月1日以前での変更や取消によるキャンセル料及び還付金はどうなるのか	消費税引上げが予定されていた料金が適用となった2016年3月1日以降に申請・許可を受けた2017年4月1日以降のご利用分についての変更及び取消によるキャンセル料及び還付金は、消費税率8%適用の利用料金の許可・入金として算出致します。
10	2017年4月1日以降の利用日から、2017年3月31日以前での利用日に変更申請した還付金はどうなるのか	変更前・変更後のそれぞれの利用料金から、過入金分が発生した場合はその差額を還付、不足分が発生した場合はその差額を請求致します。
11	利用申請方法に変更はないか	利用申請方法は従来通りです。
12	利用料金の支払期限に変更はないか	支払期限に変更はございません。
13	変更・取消によるキャンセル料及び還付金はどうなるか	キャンセル料及び還付金の取扱は、従来通りです。
14	展示場等で特別な設備を設置して使用する電力料及び水道料はどうなるのか	施設・附属設備・駐車場と同様、利用料金改定の対象(消費税率8%適用)となります。
15	時間外利用料金はどうか	施設・附属設備・駐車場と同様、利用料金改定(消費税率8%適用)の対象となります。
16	消費増税を予定していた料金が適用となった2016年3月1日以降に2017年4月1日以降ご利用分の申請・許可を受け、既に入金をしている。今回の利用料金改定により差額が発生するが、それはどのような対応となるのか。	既に入金済の場合は、その差額をご利用時に現金で返戻致します。 事前に返金または振込による返金をご希望される方はスタッフまでお問い合わせください。